

## ご使用開始、または休止に伴う使用料の計算方法について

下水道のご使用を開始または休止されたときは、使用料については下記のような計算となります。

使用料算定期間 (※1)	計算の方法
15日以下	基本使用料を1/2にして1ヶ月計算(※2)
16日～29日	1ヶ月使用料で計算
30日	1ヶ月使用料で計算
31日～45日	認定量を30日と残りの日数に按分する。(認定量×30日÷使用料算定期間の日数) (認定量が割り切れない場合は、その端数1m <sup>3</sup> を残りの日数に加える。) ・30日の認定量..... 1ヶ月使用料で計算 ・残りの日数の認定量..... 基本使用料を1/2にして1ヶ月計算(※2)
46日～59日	認定量を30日と残りの日数に按分する。(認定量×30日÷使用料算定期間の日数) (認定量が割り切れない場合は、その端数1m <sup>3</sup> を残りの日数に加える。) ・30日の認定量..... 1ヶ月使用料で計算 ・残りの日数の認定量..... 1ヶ月使用料で計算
60日	2ヶ月使用料で計算
61日以上	①1ヶ月換算量を求める。 $1\text{ヶ月換算量} = \text{認定量} \times 30\text{日} \div \text{使用料算定期間の日数}$ (小数第4位以下切捨) ②1ヶ月換算量から、1ヶ月換算使用料を求める。 $1\text{ヶ月換算使用料} = 1\text{ヶ月使用料で計算}$ (小数第3位以下切捨) ③1ヶ月換算使用料から、使用料算定期間の日数の使用料を求める。 $\text{使用料} = 1\text{ヶ月換算使用料} \times \text{使用料算定期間の日数} \div 30\text{日}$

(※1) 使用料算定期間は、その始期が開栓日の場合は、開栓日から次回定期検針日までの日数とし、休止時の使用料算定期間の始期が前回定期検針日の場合は、前回定期検針日の翌日から休止日までの日数となります。

(※2) 下水道のご使用を開始または休止された時などで、使用料算定期間が15日以下の場合は、1ヶ月の基本使用料が半額となります。

### ■計算例(使用料算定期間が15日以下の場合)

〔一般用、隔月検針、認定量5m<sup>3</sup>、検針期間10/11～10/21(開栓～定期検針) 11日間の場合〕

①下水道使用料	=	5m <sup>3</sup> ×	27円 +	900円
	=	1,035円	(速算式(一般用、1ヶ月分)による)	
基本使用料が1/2となるので		1,035円 -	900円 ×	1/2
	=	585円		
②消費税等相当額	=	585円 ×	0.1	
	=	58円	(1円未満切捨)	
① + ②	=	<u>643円</u>		

■計算例（使用料算定期間が16日以上29日以下の場合）

〔一般用，隔月検針，認定量5m<sup>3</sup>，検針期間10/10～11/1（開栓～定期検針） 23日間の場合〕

①下水道使用料	=	5m <sup>3</sup> ×	27円 +	900円
	=	1,035円	（速算式（一般用、1ヶ月分）による）	
②消費税等相当額	=	1,035円 ×	0.1	
	=	103円	（1円未満切捨）	
① + ②	=	<u>1,138円</u>		

■計算例（使用料算定期間が31日以上45日以下の場合）

〔一般用，隔月検針，使用量29m<sup>3</sup>，検針期間10/2～11/7（定期検針～休止） 36日間の場合〕

①下水道使用料				
ア) 30日分の認定量	=	29m <sup>3</sup> ×	(30日 ÷	36日)
	=	24m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 未満切捨)	
24m <sup>3</sup> で1ヶ月の下水道使用料	=	24m <sup>3</sup> ×	124円 -	70円
	=	2,906円	（速算式（一般用、1ヶ月分）による）	
イ) 残りの日数(6日間)の認定量	=	29m <sup>3</sup> -	24m <sup>3</sup>	
	=	5m <sup>3</sup>		
5m <sup>3</sup> で6日間の下水道使用料	=	5m <sup>3</sup> ×	27円 +	900円
	=	1,035円	（速算式（一般用、1ヶ月分）による）	
基本使用料が1/2となるので	=	1,035円 -	900円 ×	1/2
	=	585円		
ア) + イ)	=	2,906円 +	585円	
	=	3,491円		
②消費税等相当額	=	3,491円 ×	0.1	
	=	349円	（1円未満切捨）	
① + ②	=	<u>3,840円</u>		

■計算例（使用料算定期間が46日以上59日以下の場合）

〔一般用，隔月検針，認定量29m<sup>3</sup>，検針期間10/2～11/17（定期検針～休止） 46日間の場合〕

①下水道使用料				
ア) 30日分の認定量	=	29m <sup>3</sup> ×	(30日 ÷	46日)
	=	18m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 未満切捨)	
18m <sup>3</sup> で1ヶ月の下水道使用料	=	18m <sup>3</sup> ×	124円 -	70円
	=	2,162円	（速算式（一般用、1ヶ月分）による）	
イ) 残りの日数(16日間)の認定量	=	29m <sup>3</sup> -	18m <sup>3</sup>	
	=	11m <sup>3</sup>		
11m <sup>3</sup> で16日間の下水道使用料	=	11m <sup>3</sup> ×	124円 -	70円
	=	1,294円	（速算式（一般用、1ヶ月分）による）	
ア) + イ)	=	2,162円 +	1,294円	
	=	3,456円		
②消費税等相当額	=	3,456円 ×	0.1	
	=	345円	（1円未満切捨）	
① + ②	=	<u>3,801円</u>		

■計算例（使用料算定期間が61日以上の場合）

〔一般用、隔月検針、認定量93m<sup>3</sup>、検針期間10/8～12/13(開栓～定期検針) 67日間の場合〕

①下水道使用料

$$\begin{aligned}
 \text{ア) 1ヶ月換算認定量} &= \text{認定量} \times \frac{30\text{日}}{\text{使用料算定期間の日数}} \\
 &= 93\text{m}^3 \times \frac{30\text{日}}{67\text{日}} \\
 &= 41.641791\text{m}^3 \\
 &\rightarrow 41.641\text{m}^3 \text{ (小数第4位以下切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{イ) 1ヶ月換算使用料} &= 41.641\text{m}^3 \times 129\text{円} = 220\text{円} \\
 &= 5,151.689\text{円} \text{ (速算式(一般用、1ヶ月分)による)} \\
 &\rightarrow 5,151.68\text{円} \text{ (小数第3位以下切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{ウ) 下水道使用料} &= \text{1ヶ月換算使用料} \times \frac{\text{使用料算定期間の日数}}{30\text{日}} \\
 &= 5,151.68\text{円} \times \frac{67\text{日}}{30\text{日}} \\
 &= 11,505.4186\text{円} \\
 &\rightarrow 11,505\text{円} \text{ (1円未満切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②消費税等相当額} &= 11,505\text{円} \times 0.1 \\
 &= 1,150\text{円} \text{ (1円未満切捨)}
 \end{aligned}$$

$$\text{①} + \text{②} = \underline{12,655\text{円}}$$